

前原有美子

はじめに

福澤諭吉が、生涯にわたっていくつかの女性論を著していたことはよく知られている。これまでも、福澤の言説全体から女性に関するものを取り出し、女性論ないし家族論として体系化し直す研究が行われてきた¹。福澤という思想家本人の人格との整合性にまで及んで、その思想的啓蒙性や先見性を肯定的に評価する方向性がみられる一方、福澤の言説と密接な関係にある明治期日本の近代化の過程がやがて帝国主義段階へ至ることを重視する歴史的反省の視点から、彼の女性論に含まれるジェンダー・イデオロギーとしての弱点を告発する懐疑的もしくは否定的評価に至るまで、幅広い議論がみられる。

福澤女性論は、日本近代化の波とともに生じた言説である。本稿では、福澤女性論の言説の機構それ自体が近代化の体現であることを見出している。本稿の中心的課題は、黎明期にある日本の近代化との密接な関係において生じている、福澤女性論の初期段階にあたる、概ね明治七（1874）年頃からと目される、『文明論之概略』の執筆期よりも前の時期にあたる、通常三期に区分される「啓蒙期」における女性論生成の過程を跡付けることにあるが、この課題に「明治期における近代化と〈東洋的なもの〉」という問題を重ねあわせると、福澤女性論固有の特性が明らかとなるだけでなく、近代日本において女性論が言説として生起する際の問題点にまで論及することが可能になるだろう²。

本稿では、まず、福澤女性論と近代化の問題、そして〈東洋的なもの〉との関わりについての所見を明らかにする。その上で、福澤思想の生成期が、福澤が西洋文明の〈まなざし〉の体験を経て、啓蒙の主体としてのみずからの思想的覚醒にまで至る「啓蒙期」³であることをテキストを読み解きながら示す。また、この「啓蒙期」思想の形成とともに生じた彼の女性論が、開国要求を迫られた当時の日本の、国家としての独立の機運と共に生じたものにほかならないことを確認し、「啓蒙期」福澤女性論が保障する女性の自由独立ということの意味が、黎明期にあった日本近代という一定の条件のもとで理解されるべきものであることを明らかにする。さらに、福澤女性論の「啓蒙期」が、福澤思想における〈東洋的なもの〉の生起以前の段階にあることをふまえて、日本の近代化問題と彼の女性論とのかかわりについての考察を行う。

一、考察の視点

福澤女性論についての具体的な考察に入る前に、まず、福澤女性論と、近代化および〈東洋的なもの〉という問題との関係の位置づけを行う。そうすることによって、福澤女性論に近代化および〈東洋的なもの〉という問題を重ねることによって示しうる本稿なりの考察の意義と目的を明確にすることができるだろう。

（一）福澤女性論と近代化

福澤研究の主流は、福澤の思想と日本近代化の問題との関わりということの上に存している。なかでも、福澤の思想のうち、近代を創出する原点としての自由独立という民主主義思想としての特性を見出し、これを高く評価する方向で論述する、いわば福澤肯定派の傾向は福澤研究におけるひとつの主流として根強い⁴。一方で、福澤の思想の論理が絶対主義思想としての性格を有するものであることを強調する研究もあるが、この場合もやはり福澤の思想の意義を日本の近代化における重要性に見出すという点で変わりはない⁵。福澤の思想と日本の近代化とのこうした密接な関係は、研究領域を彼の女性論に限定しても、彼の女性論が女性の自由独立を原理的に保障するものであるかぎり、研究課題を動機づける根本的な視点となりうる。

福澤研究においてしばしば問題となる、福澤のいわゆる「状況的思考」も彼の女性論に当てはまる。通常、三つの時代区分において捉えられる福澤女性論は、複数の研究者によって、明治十

(1877)年頃までの第一期ないし「啓蒙期」、明治二十(1887)年前後の第二期ないし「欧化期」、明治三十(1897)年前後の第三期ないし「晩期」と称されるが、なかでも、「啓蒙期」・「欧化期」・「晩期」という、ひろたによる命名には最も具体性がある⁶。ひろたによるこれらの呼称は、福澤自身の生涯をひとつの歴史としてとらえ、その時系列における福澤思想の変容ないし発展を際立たせるものといえる。実際、福澤女性論は、福澤の生涯にわたって、また彼の思想の発展段階に応じて発せられたものであり、また、それは必ずしも同一の文脈に支えられたものではない。福澤女性論の三期にわたる変容ないし発展という事実は、彼の思想的な主体性が、時勢に応じた柔軟な受動性に支えられていたことを物語っているとさえいえる。ここで彼の受動的主体性を主張しても、だからといって、福澤の思想が日本の近代化を牽引する役割を担ったことを否定することにはならないだろう。日本の近代化と福澤の思想との受動的主体的な関係は、彼の女性論における言論構成にも同様に見出すことができるのであり、この点においても、福澤女性論が近代化の問題と非常に密接な関係にあることは確かなのである。

(二) 福澤女性論と〈東洋的なもの〉

一方、〈東洋的なもの〉についてはどうか。結論を先に示すと、〈東洋的なもの〉についての事後的な規定を基準に福澤女性論の全体像を把握するわけにはいかないということになる。その理由を以下に示す。まず、『文明論之概略』に見出すことのできる「亜細亞諸国の人民、神政府のために束縛を蒙り、活発の氣象を失い尽くして蠢爾卑屈の極度に陥りたるもの、即ちこれなり」⁷といった記述に、彼の了解していた〈東洋的なもの〉を読み取ることにはできるだろうが、〈東洋的なもの〉それ自体についての規定は、実は、福澤における唯一の体系的なテキストともいわれるこの著作においてさえ、それほど明確にされているわけではない。福澤女性論に領域を限定すれば、なおのこと〈東洋的なもの〉についての精確な規定を見出すことは難しくなってくる。それだけでなく、『概略』以前の時期にあたる「啓蒙期」の女性論は、必ずしも『概略』から抽出しうる〈東洋的なもの〉の規定を前提として発展したものとはいえない。つまり、福澤女性論の「啓蒙期」は、彼の思想の歴史におけるごく早い時期にすでに姿を現しているのである。福澤女性論の「啓蒙期」が、この悪名高き「状況的思考」から逃れうる特別な時期に出現した思想であることは明白である。福澤女性論を〈東洋的なもの〉という視座から眺めると、「啓蒙期」という例外的状況を見出すことができる。このように、〈東洋的なもの〉という問題の所在を彼の女性論に重ねあわせることによってはじめて明らかとなる福澤女性論独特の構図がある。本稿が示したいと思うのは、日本の近代化と福澤の思想との受動的主体的な関係が女性論にも反映されていること、また〈東洋的なもの〉を軸に見出されるべき福澤女性論「啓蒙期」の体系的把握および検討にほかならない。

このような事情を認めることができるにもかかわらず、福澤の言説における〈東洋的なもの〉は、事実また一般的には、明白な否定的対象として理解されることが多い。そしてそこから次の三つの立場が派生していると考えられる。(一) 福澤における〈東洋的なもの〉、すなわち〈アジア〉とは、近代国家としての独立を推し進めながら帝国主義段階へ突入していく当時の日本の進路を肯定する大義名分として活用された、悪しき観念とする見方。こうした見方は、アジアと日本の未来へ向けての共生といった展望を有しており、福澤における〈東洋的なもの〉、すなわち〈アジア〉とは脱却すべき疎ましい場所にすぎなかったという見地から発している。その場合、次の見解に帰着する。すなわち、(二) 日本の近代化を反省することから生じる、福澤の〈アジア〉観の反面教師として位置づけようとする見方⁸。これに対して、先に近代化の問題と福澤の思想との関係について概観した際に触れた、福澤の全体像のうちに近代的民主主義の先駆としての意義を求め、日本近代化の牽引者としての功績を強調し、福澤の思想と近代化との関係にあくまで肯定的なものを見出そうとする立場が、実は、〈東洋的なもの〉との関わりにおいては次の主張を発するものであることが明らかとなる。すなわち、(三) 〈東洋的なもの〉を巡る福澤の言説はいわゆる「状況的思考」にすぎないのだから、これをもって彼の思想全体に関わる本質的な要素を確定するべきではないという見方。本稿では、〈東洋的なもの〉は状況的思考として出現したものでしかないという前提は、この前提それ自体の有する意義とそれについての歴史的・倫理的価値判断は別にして、議論に慎重さを与えるのに役立つ、少なくともその限りでは、大いに意義のある命題であると考えられる。この前提を利用することは、福澤女性論と〈東洋的なもの〉の

関係について、できるかぎり中立的な立場を貫くよう努めながらも、福澤における〈東洋的なもの〉の位置づけを試みるのに役立つだろう。

ただしそのことによって、『概略』における〈東洋的なもの〉の位置づけの延長線上に結ばれざるをえない不可避の焦点から視線を逸らすつもりではない。実際、福澤の言説における〈東洋的なもの〉、あるいはアジア観とも言い換えうる事柄を巡ってなされるべき議論のどれもが、近代日本の帝国主義化への一過程を成すという歴史的な脈をふまえての倫理的・批判的視角なしには、今までもそしてこれからも発せられえないだろう。そのような批判的視座を経ることなしには、福澤における〈東洋的なもの〉の位置づけは意義をなさないと本稿は考える。どれほど中立的に——たとえば『概略』という福澤の理論的主著の読解をつうじて——〈東洋的なもの〉を取り出したからといって、それが後のいわゆる脱亜入欧に基づく帝国主義的戦略の原理として接木されるとする見解におおむね正当性が認められる余地が残るかぎりには、福澤における〈東洋的なもの〉の概念そのものというよりは、その展開、あるいは機能ともいべきものの性質からして、〈東洋的なもの〉を「状況的思考」にすぎないとして、この観念の有する射程についての批判的検討を放擲するわけにはいかないはずである。

二、「啓蒙期」福澤女性論と西洋の〈まなざし〉

本稿では、福澤女性論「啓蒙期」を『概略』出版以前の時期に区分する。本稿が「啓蒙期」として区分しようとする時代は、福澤のとくに女性論に限らず、まだ〈東洋的なもの〉の規定が見られないということを目安としている。もっとも、通常、三期に分けられる福澤女性論の最初期に含まれる時代に刊行された『明六雑誌』発表の論考や『すゝめ』の一部の執筆時期は、〈東洋的なもの〉の典拠ともなる『概略』(明治八(1875)年)の公刊に重なっている。『概略』については、現在、遺された草稿や書簡などによる裏づけによって、明治七(1874)年から構想されていたことがすでに明らかにされている⁹。したがって、もし『概略』が福澤自身の思想的原理として女性論にも影響すると考えるなら、この著作の構想期も含めて、つまり、少なくとも実際の発刊年である明治八(1875)年より若干遡る明治七(1874)年から含めて考えるべきである。逆に、明治七(1874)年より前の時期の女性論、とくに明治三(1870)年の「中津留別の書」は、国家文明化の構想との関連性はともかくとして、少なくとも〈東洋的なもの〉に抵触しうような女性論とはいえないだろう。以上をふまえて、本稿が区分する「啓蒙期」福澤女性論には、次のテキストが含まれる。まず、幕末期に出版した『西洋事情』外編(慶応三(1867)年)。そして、この書を土台に福澤自身の思想が展開されたとみなされる、最初の書である「中津留別の書」(明治三(1870)年十一月二十七日執筆。現在、加筆訂正のある初稿および第二稿の自筆草稿あり。後に「福澤諭吉旧奥中津にて其親族故友に諭示するの書」と題し『新聞雑誌』第三十七号に掲載)には福澤の女性論および家族論の原初の姿が見出される。さらに、『学問のすゝめ』十七編からなる『すゝめ』の刊行期間は、明治五(1872)年二月から同九(1876)年十一月までに至り、そのうち、「初編」(明治五(1872)年二月出版)、「第二編」(明治六(1873)年十一月出版)、「第三編」(明治六(1873)年十二月出版)、「第八編」(明治七(1874)年四月出版)、「第十五編」(明治九(1876)年七月出版)に、女性論に関係すると思われる議論がみられる。また、この時期の福澤の思考経路を知る手がかりとなる、いくつかの書簡(「九鬼隆義宛書簡」署名あり(明治三(1870)年二月十五日付)など)も重要である。

さらに、ここで確認しておかなければならないのは、彼の女性論は、あくまで思想体系全体の傍流にすぎないという事実である。しかも、この傍流の逆流は決してありようのないもので、つまり、彼の女性論と〈東洋的なもの〉の関係を探ろうとする場合、女性論が〈東洋的なもの〉に先行してこれに影響を及ぼすといったことはないということが前提となる。そこで、『概略』の構想以前の段階にある、明治七(1874)年より前の時期の女性論が〈東洋的なもの〉との関係をほとんど有していないとみて差し支えないとすれば、この時期の女性論については、たんなる萌芽的な思想としてではなく、むしろ〈東洋的なもの〉との関連を除外して考えることのできる特権的な時期に属している、例外的な思想としての位置づけが可能となる。例外的であることの意義とは、この時期の女性論が〈東洋的なもの〉の呪縛から、つまり一方が他方からの影響を蒙るような一定の因果関係から逃れうるということだけにあるのではない。重要なのは、この特権的な時期に属する福澤女性論の展開を照らしているのが、女性の近代化の純粋に啓蒙的な要請に

ほかならなかったということである¹⁰。

(一)「自由独立」と「人倫の大本」

ここでは、女性の近代化についての純粋に啓蒙的な要請である「啓蒙期」福澤女性論をテキストに沿って明らかにしていくが、その際、福澤の思想的黎明期に書かれた女性論を体系化して考察しようとするなら、テキストを年代順に追うのではなく、「中津留別の書」からはじめるのがよいだろう。なぜなら、「啓蒙期」のなかでも唯一女性論としてまとまった著作であるこの書には、福澤女性論の基本的な要素が示されているからである。それゆえ、この書から「啓蒙期」福澤女性論の基本的な諸要素を抽出することからはじめて、次に、それらの諸要素が同時期の他のテキストにいかに分散して現れているのかを確認していくことにする。

福澤の最初の女性論とも称される「中津留別の書」は、福澤が故郷中津にいる母と姪を東京に迎えるため当地に赴いた際、旧体制が崩壊した時代状況を背景に、中津の人々へ今後の指標を示すべく、明治三（1870）年十一月二十七日に執筆され、当初は写本で読まれた。この書は、六つの主題を含んでいる。(一)人の「自由独立」の重要性。このことから引き出される事柄として(二)「人倫の大本」としての一夫一婦制にもとづく夫婦を基本単位とした新しい家族像の導入が説かれる。この新たな家族像に伴い、説かれるのが、(三)親への孝行、および、(四)子の教育である。また、(二)、(三)、(四)に連なる家族に関わる系列とは別に、(一)の「自由独立」を支えるものとして、(五)新しい政治についてのあらましが説かれる。最後に、第一の「自由独立」を基礎とする目指すべき国家独立という目的のために、(六)西洋の文明を知り学問することの重要性が説かれる。本稿では、特に(一)「自由独立」、と(二)「人倫の大本」という主題を明確にすることで、「啓蒙期」女性論を体系化して考察することを試みる。

この書ではまず、本稿が見出した主題の(一)である、人の「自由独立」の重要性が説かれ、徳を修め、物や人との「交際」にもとづく「一身の独立」が「一家の活計」の礎となることが示されている。そもそも「一身の独立」は、人間が万物の霊である由縁であり、智徳は、本来この独立を妨げるものではないとされる。したがって、人の「自由独立」にもとづく「一身の独立」が、一家の独立、ひいては一国独立の支えとなると福澤は説いている。そのことが示された後、主題(二)である、夫婦が「人倫の大本」であることが明確にされる。それは次のように記される。

「人倫の大本は夫婦なり。夫婦ありて後、親子あり、兄弟姉妹あり。天の人を生ずるや、開闢の始、一男一女なるべし」¹¹

ここに、「人倫の大本」としての夫婦における男女の平等関係が示されている。この「人倫の大本」に関しては、この書に先立つ、明治三（1870）年二月十五日付旧三田藩主「九鬼隆義宛書簡」に同様の記述が残されている。この書簡のなかで、福澤は、九鬼側から受けていた注文の品の遅配を詫びるという事務的な内容に留まらず、みずからの学問的近況を告げ、領民の騒乱を慮り、三田藩知事である九鬼に対して、為政者として相応しくあるべき学問上の示唆を与えている。福澤は次のように述べている。

「閣下も必ず原書御研究の御義に可有御座、呉々も御勉強奉祈候……一身を脩るの術はほかに有之間敷、先ず人倫の大本を立候様いたし度。大本とは夫婦なり」¹²

このように「九鬼隆義宛書簡」や「中津留別の書」に現れている「人倫」は、福澤の時代では、出典を示すまでもないほどの常套句であったと推測される。福澤の念頭に置かれていたと思われる出典は、孟子（滕分公上）「使契為司徒、教以人倫、父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信」であり、「人倫」とは、君臣・父子・夫婦など人と人との秩序関係における上下・長幼などの守るべき道のことを指す。福澤は「中津留別の書」で「夫婦有別」の解釈を「別ありとは、分け隔てありということにはあるまじ。夫婦の間は情こそあるべきなり……されば別とは区別の義にて、この男女はこの夫婦、かの男女はかの夫婦と、二人ずつ区別正しく定まるといふ義なるべし」として転換させることによって、孟子における「人倫の大本」を一夫一婦制を正当化する基本原理として示そうとしている¹³。この「人倫の大本」は、その後、明治七（1874）

年五月から同八（1875）年一月にかけて、森有礼による論稿である「妻妾論」が、『明六雑誌』に分けて掲載された際にも同様の記述となって現れており、一夫一婦制の正当性を説く論者に定型的な文句として受け入れられていたものであることが察せられる¹⁴。森に先立つ明治三（1870）年の時点で、一足早く、福澤は一夫一婦制にもとづく西洋的家族のあり方に着眼していたのであり、それを「人倫の大本」として故郷の人々に教え示そうとしていた。福澤にとっては、この「人倫の大本」こそ、一家、ひいては一国の独立の基礎となるべき綱領にほかならなかつたのである。

だがその理想は、当時の現実からどれほど遠いものであつただろうか。福澤が「人倫の大本」を説いてから四年後においてさえも、森が「妻妾論」を著す必要に迫られる程に、一夫一婦制を拒む当時の社会的慣習は根強く、家族形態における西洋化を阻む障壁となっていたようである。

「中津留別の書」において福澤は、男尊女卑社会における道德觀念のなさを非難して、次のように記してもいる。

「古今、支那、日本の風俗を見るに、一男子にて数多の婦人を妻妾にし、婦人を取扱うこと下婢の如く又罪人の如くして、嘗てこれを恥る色なし。浅ましきことならずや」（強調引用者）¹⁵

このように福澤の啓蒙的な説法は、西洋的な合理性に「支那、日本の」慣例の不合理性を対比させることによって、両者の違いを鮮やかに提示することをつうじて人々を教え導こうとするものであつた。それは、次に見るように、個人の自由独立を説く冒頭部にも現れている。冒頭部では、「万物の靈」である人民の「一身の独立」が説かれているが、この「一身の独立」を可能にする「自由」の定義を示すにあたって、福澤はまず、自由についての「支那、日本の」否定的解釈を、次のように示すことから始めている。

「古来、支那、日本人のあまり心付ざることなれども、人間の天性に自主自由という道あり。一と口に自由といえは我儘のように聞れども、決して然らず。自由とは他人の妨げを為さずして我心のまゝに事を行うの義なり」（強調引用者）¹⁶

このように冒頭部でも、「支那、日本」という例示は、「古今」もしくは「古来」の、不合理な改めるべき旧習を示すための例示として使われているのである。新しく合理的な道德観に対比させられる、旧弊打破の象徴として「支那、日本」を名指す福澤のこうした言説は、同テキストのうちに二回現れている。福澤のこうした「支那、日本」という例えのうちに、〈東洋的なもの〉を蔑視する萌芽を見出すべきだろうか。

しかし、あくまでこの時点では「支那、日本」が同類として括られている。ここに、『概略』から抽出しうる〈東洋的なもの〉の了解との差異がある。『概略』では、むしろ〈東洋的なもの〉、ないしアジア的であることからの超越こそが、文明化を目指す日本国家の取るべき進路とされる。『概略』から抽出しうる、そうした文明論の論理からすれば、「支那」は今後「日本」が相容れるべきではない、否定すべき、専制的な国家形態の範例にすぎない。このため、むしろ「支那」的であることの切り捨てこそが肝要となり、そのかぎりでは「支那、日本」は同類であってはならないはずである。

「中津留別の書」の福澤が目指しているのは、人々に旧習の不合理性を認めさせ、合理性に裏づけされた未来に向かって進むべき道を啓蒙することにほかならなかつた。この時点では、『概略』から導かれうるような〈東洋的なもの〉ないし〈アジア〉からの超越としての、文明論的な国家戦略の域には未だ到達していない。日本の未来は、旧体制の崩壊した混乱する現在に地続きであつて、目指すべきは「一国独立して天下も独立すべし」というひとつの目的にほかならなかつた。福澤は自由についての論議を次のように締めくくっている。

「人の自由独立は大切なものにて、此一義を誤るときは、徳も修むべからず、智も開く可らず、家も治らず、国も立たず、天下の独立も望むべからず。一身独立して一家独立し、一家独立して一国独立し、一国独立して天下も独立すべし」¹⁷

西欧への渡航体験（万延元（1860）年の渡米、および文久二（1862）年の渡欧）や洋書読解をつうじて福澤が得たのは、単に知識の獲得に留まるものではなかったようだ。彼は、強烈な文化的衝撃として、西洋文明との遭遇を果たしていた。それだけでなく、「支那、日本」の西洋文明に対する遅れを強く感受し、これを意識化するという段階にまで登りつめた。いいかえれば、福澤の西洋体験とは、文化的・学問的摂取に収まりきれない、西洋という他者の〈まなざし〉の体験にほかならなかった。「支那、日本」と繰り返されし彼が名指す自国の文化的出自が、自国の道徳観に昏い影を落としていることを彼は早い時期からはっきりと見抜いていた。儒教に由来すると彼がみなしたこの旧く打ち破るべき道徳観は、目指すべき「一国の独立」の基礎づけとなる「一家の独立」を阻む要因となっているものとして、西洋の〈まなざし〉を感ずる彼の目には映った。そのことは、他なる西洋文明の〈まなざし〉の、彼自身における感受、すなわち、みずからの文明的遅滞が個人的なレベルで意識されるという域を越えて、おそらくは、社会的、国家的なレベルでの意識化にまでつうじていたということが理解されなければならない。福澤諭吉という知識人が、維新の黎明期に存在していたことの大きな意義はこの点にあり、当時の彼のテキストから読み取るべきは、まさにこのことなのである。そして、こうした鋭い感受性を有していた知識人福澤による西洋文明という他者の〈まなざし〉を受けての、おのれの対他存在の意識化という体験は、数年の後には西洋文明の〈まなざし〉に対する〈みかえし〉となって、『文明論之概略』を著すに至り、やがて〈東洋的なもの〉ないし〈アジア〉からの超越としての国家レベルの戦略にまで通徹していくことになる。

（二）西洋的家族形態の紹介

『西洋事情』外編（慶応三（1867）年）には、福澤が早い時期から注目していた一夫一婦制にもとづく西洋的家族形態についての、おそらく最初期の著述がみられる。この書は、著者匿名による *Political Economy' for use in schools' and private instruction* を原本とする抄訳本である¹⁸。福澤は、明治三十一（1898）年に刊行された『福澤諭吉全集』巻頭に、みずからの筆による『緒言』を掲げ、『全集』刊行の趣旨とそこに収められた過去の著訳書の解題を行っている。この『緒言』によると、『西洋事情』は、幕府の遣欧使節団に翻訳方として参加した福澤が「従前辞書を調べて詮索の届かざる事柄」を実地において質した結果、「欧羅巴滞在一箇年の間いたる処に筆記して帰来これを取纏め又横文の諸書を参考して著述したるもの」であり、福澤の「著訳中最も広く世に行われ最も能く人の目に触れたる書」ともなったという¹⁹。

この書の内容について、女性論の観点から注目すべき事柄は二点ある。第一は、「人間交際の道」が、「人の天性に従う」ことを基本として説くべきであること、第二は、「人間の交際は家族を以て本とす」ということが示されているとともに、一夫一婦制にもとづく西洋的「家族」の定義が現れているという点である。第一の「人間交際」を巡る議論は、『概略』にも引き継がれる大きな射程を有している²⁰。一方、第二の西洋的家族形態についての定義は、この後の「中津留別の書」における主題のひとつである「人倫の大本」として引き継がれることになるが、『西洋事情』外編においては、次のように記されている。

「一夫一婦、家に居るは天の道にて、之を一家族と名く。然ば則ち衆夫衆婦、相集るも亦天道の大義なり。斯く人の相集り相交るものを一種族又は一国の人民と名く」²¹

ここにみられる、一夫一婦制にもとづく夫婦を基本単位とする家族形態、および家族が国家を構成する最小単位であるという見解は、この後明治三（1870）年に記された「中津留別の書」や「九鬼隆義宛書簡」に繰り返し現れることになった。西洋的社会通念は、文明開花期にある当時の日本社会が抱える需要を見越した福澤の炯眼によって、まずは、『西洋事情』外編をつうじて日本に紹介された。そればかりでなく、西洋文明との接触をつうじて理解した「家族」という概念を、福澤は、日本における旧習としての「家」制度に置換させようと試みさせたのである。そうした試みは、日本社会における実質的な受け入れ以前に、福澤自身の思想の目的である「一国の独立」を基礎づけるものとして、彼自身においてしかと受容されていたと推測できる。実際、明治八（1875）年に、福澤は森有礼が行った契約結婚の証人になっている。福澤思想全体

における黎明期に位置する「啓蒙期」福澤の女性論は、こうした一夫一婦制にもとづく西洋家族像の導入との並行のうちに見出すことができ、それはやがて『すゝめ』に至って男女同権の主張という形をとって現れることになるのである。

(三) 啓蒙の主体化

ここでは、西洋文明による福澤自身の啓蒙体験が、いかに個人的なレベルであることを越えて、社会的ないし国家レベルの体験にまで押し上げられていくのか、その過程を『学問のすゝめ』から読みとっていきたい。『学問のすゝめ』において、福澤女性論の「啓蒙期」は思想としての黎明期から一步を踏み出す。このことは、西洋文明による啓蒙体験が、福澤自身の個人的体験の域を完全に脱し、社会的ないし国家レベルの体験として変容を遂げるに至る過程を準備するものとなることを意味する。

『すゝめ』「初編」端書（明治四（1871）年十二月）において作者は、「独り中津の人へのみ示さんより、広く世間に布告せばその益もまた広がるべし」と、読者を広く世間一般の人々に広げることを決意した経緯を記している²²。また後の「合本学問之勸序」（明治十三（1880）年七月三十日）では、福澤は、この『すゝめ』刊行の反響の大きさを振り返って次のように記している²³。「明治五（1872）年二月第一編を初として、同九（1876）年十一月第十七編をもって終り、発兌の全数、今日（明治十三（1880）年一引用者注）に至るまで凡そ七十万冊にして、そのうち「初編」は二十万冊に下らず……国民百六十名のうち一名は必ずこの書を読みたる者なり」。福澤は、この著作を「古来稀有の発兌」と自負するほどであった²⁴。このように福澤は、『すゝめ』の出版によって読者層の拡大とともに増大を経験した。たしかに、『すゝめ』は著作としての大きな成功を収めた。そしてこの著作を巡って福澤は、黎明期における以上の矜持を抱くに至ったと考えられる。福澤自身の黎明期からの脱皮として見届けることのできる『すゝめ』という驚異的な出来事の持つ大きな意味を、福澤自身の主体的な変容として位置づけることも可能だろう。多くの人々に受け入れられた『すゝめ』という著作をつうじて知りうることのすべてが、受容の問題に関わるだけではないことを以下に示そうと思う。

『すゝめ』以前の福澤の読者は、量的質的にある程度限定されていた。たとえば、「中津留別の書」や「九鬼隆義宛書簡」の読者は、故郷や近親の人々に限定されていた。また、『西洋事情』外編の場合は、「初編」にしてすでに広範囲の人々に受け入れられ、その意味ではかなりの成功を収めていた書であったことは事実だが、完全な自著ではなく翻訳であった。いずれにしても、『すゝめ』以前の黎明期における福澤は、西洋文明との出会いから生じた彼自身の啓蒙体験の一表現者として、これらの著作の作者であるに過ぎなかったのであり、この時期の著作に見出すことのできる啓蒙の主客は、『すゝめ』程には分化されていない。これに対して、『すゝめ』を著している福澤は、読者を啓蒙へ導くという意図を明確に意識化する段階にあり、その意味で、すでに啓蒙の主体と化している。「広く世間に布告せばその益もまた広がるべし」と、読者を広く世間一般の人々に広げることの抱負を示し、啓蒙の主体として『すゝめ』を著している福澤は、明らかに啓蒙の対象である彼の読者よりも先を進む者である。このように『すゝめ』の段階において、福澤という、作者にして啓蒙の主体が彼自身の主体的な矜持を伴って誕生する。『すゝめ』には、啓蒙性という黎明期からの連続性が保たれつつ、作者の啓蒙に対する主体性の強度におけるの飛躍が生じている。つまり、『すゝめ』を境として、福澤女性論初期における位相の変化が現れるのである。

『すゝめ』「初編」は、明治四（1871）年十一月頃に記され、十二月に刊行を決意、翌五（1872）年二月に出版された。そして、この「初編」刊行の半年後、明治五（1872）年八月には学制が発布された。その際に太政官が出した布告文「学事奨励ニ関スル被仰出書」の主旨は、「初編」とほぼ一致するものであった。こうした背景から、『すゝめ』は学制の理論的解説書とみなされる程の書であったといわれる²⁵。維新を契機とした政府の開化政策への転回が機運となって、福澤は政治的上昇気流に乗り始めることになった。依然として仕官はせず在野の立場に留まるものの、維新を機にして、明治四（1871）年から六（1873）年にかけての明治政府の施政を大きく評価する方向へと福澤自身も転向するに至っていた。彼の政治的躍進は、たしかにこうした彼自身の転向の成果でもあった。

『すゝめ』「初編」の執筆時期と目される明治四（1871）年十一月の数ヶ月前、同年七月十四

日には廃藩置県が施行された。福澤晩年の回想によれば、廃藩置県を目の当たりにして「当時吾々同友は三五相会すれば即ち相祝し、新政府の此盛事を見たる上は死するも感なしと絶叫したるものなり」という²⁶。政治状況の変化、政府の開化政策の全面的展開に乗じた福澤は、「コリヤ面白い。此勢ひに乗じて更らに大に西洋文明の空気を吹込み、全国の人身を根柢より転覆して、絶遠の東洋に一新文明国を開き、東に日本、西に英国と、相對して後を取らぬやうになられまいものでもない」と茲に第二の誓願を起して、『西洋事情』以後の著述をしたとも述べている²⁷。このように、かつて自国の文明的遅滞を思い知らされる体験として、早くから西洋文明の〈まなざし〉を感じ取っていた福澤の先見性に、ようやく時代が追いついてきたのである。福澤は、政府による開化政策への転回をみずからの転機を動機づける滋養として取り込んだ。『すゝめ』の時代にあってもなお福澤は、西洋文明の〈まなざし〉の体験の最中にあっただろう。しかし、未だ味き多くの国民をみずからにとっての他者として想定し、彼らへの呼びかけをはじめることになる。それが、啓蒙の主体として、『すゝめ』を著す福澤なのであり、以後、彼は時代によって引かれたレールに乗りはじめていた。とはいえ、実のところ在野に留まり続けたのであるから、いってみれば、レールを支える敷石であったといえるかもしれない。しかし敷石とはいえ、レールの方向決定にさえ力を与えるほどの存在感を有するまでに至ったのであるから、政治的に重要な一人物であったことに変わりはないだろう。

明治期における近代化と福澤の思想との受動的主体的な関係のはじまりをここに見出すことができる。思想的な黎明期から『すゝめ』に至る福澤女性論の「啓蒙期」は、日本が国家として近代化への歩みを進める維新时期に重なっており、とりわけ、福澤の啓蒙的主体性が明確となるのは、『すゝめ』を契機としてである。以上のような展望の下、次に、『すゝめ』のうち、女性論に関わると思われる、「初編」、「第二編」、「第八編」に検討を加えていく。

(四) 男女同権の主張とその意味

『すゝめ』に見出すことのできる福澤の女性論は、天賦人權論という土台の上に築かれている。『すゝめ』「初編」(明治五(1872)年二月出版)冒頭にある、「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずといえり」というあまりにも有名な天賦人權論による人間の自由平等の保障が、「人の天然生れ附は、繋かれず縛られず、一人前の男は男、一人前の女は女にて、自由自在」²⁸、「そもそも世に生まれたる者は、男も人なり女も人なり。この世に欠くべからざる用をなすところをもって言えば、天下一日も男なかるべからずまた女なかるべからず」²⁹といった、いくつかの印象的な記述を生む源として響いている。

男女同権、および一夫一婦制の合理的正当性の主張は、先立つ書である「中津留別の書」(明治三(1870)年)にも「男とひ女といひ、等しく天地間の一人にて軽重の別あるべき理なし」として現れていた。³⁰人間男女間の原理的平等を説くこうした姿勢は、『すゝめ』に引き継がれていく、啓蒙の重要な一主題であった。また、この時期の福澤は、現実的行動の面でも精力的に啓蒙活動を行っていた。彼は、『すゝめ』「初編」刊行と同年である明治五(1872)年には慶応義塾衣服仕立局を創設し、「凡そ人たる者は男女の差別なく生涯他人の厄介にならぬやう心掛べき筈」として、女性に職場を提供する意図を明らかにしている³¹。こうした活動が示すように、福澤の女性論は、必ずしも『すゝめ』といった著作のみに表現されたものではない。

こうした啓蒙活動を支えていた福澤の論理は、『すゝめ』「第八編」(明治七(1874)年四月出版)では、より現実にも密着した議論に適用されることになる。そこでは、封建的家族制度が、妻の立場を不合理かつ不当に貶めるものであることへの批判が示されている。なかでも福澤が、封建時代の女性道徳の書である「女大学」の批判を行っていることは注目に値する。彼は、男性だけに許された放蕩淫乱の不合理性や、そうした不合理をかざす夫や社会への盲目的な服従が女性に強いられていることの不当性を説いたり、男性が妾を持つことを強く否定したりしている。合理性に照らすと間違っただけに映る旧習に縛られ苦しむ女性という弱い存在に目を向ける、啓蒙の主導者福澤が、ここにたしかに存在する。女性を貶める日本の現状を良しとする誤った社会的慣習は、「上下貴賤の名分より生じたる悪弊」³²であるとして、これを論破する彼の客観的な眼は、西洋文明の摂取をつうじてしかと養われていた。

すでに「初編」に続く「第二編」(明治六(1873)年十一月出版)で福澤は、「人は同等なる事」を説いている³³。彼はここで、「初編」冒頭で説かれた、天賦人權論による人間の自由平等

の保障をふまえ、「自由」を「分限」に応じてわきまえることをウェイランド修身論を典拠として説いている³⁴。そこで、人間の等しさ、すなわち「同等」が「権利通義」の等しさであることを、次のように説くのである。

「但しその同等とは有様の等しきを言うに非ず、権利通義の等しきを言うなり……その権利通義とは、人々その命を重んじ、その身代所持の物を守り、その面目名誉を大切にすることの大義なり」³⁵

「第二編」では、この「権利通義」という観念の説明に重点が置かれている。さらに福澤は、人間同等ということの本義の誤りが「貧富強弱の有様を悪しき道具に用い、政府富強の勢いを持って貧弱なる人民の権利通義を妨ぐるの場合に至りたる」悪しき風俗を引き起こす要因であったことを示し³⁶、そうした過ちを起ささないよう読者を戒め、次のように述べるのである。

「故に人たる者は、常に同位同等の趣意を忘るべからず。人間世界に最も大切なることなり。西洋の言葉にてこれを「レシプロシチ」または「エクウヲリチ」と言う。即ち、「初編」の首に言える万人同じ位とはこの事なり」³⁷

福澤が「第二編」に示していたこの「権利通義」の等しさは、同じくウェイランド修身論を典拠にした「第八編」での「我心をもって他人の身を制すべからず」という論旨に重なっている³⁸。「第八編」では、上下貴賤の名分に由来する、「人たる者は理非に拘らず他人の心に従って事をもなり、我了簡を出すは宜しからず」という議論³⁹という、古来から日本に根づいている常識を反論として想定しながら、封建社会における上下身分の違いが、まさに我心をもって理非を無視し、他人の身を制するに及んでいることの不合理的を説き、「奇なり、妙なり、また不可思議なり。これを天理人情と言わんか。三歳の童子にてもその返答は容易なるべし」⁴⁰として痛烈に批判している。

実は、「第八編」の『女大学』批判もそうした文脈において展開されたものにすぎない。つまり、人の自由平等の根拠は「初編」冒頭に見られる天賦人權論に置かれてはいるものの、しかし、現実社会においてはその限定が要求されるべきものなのであって、自由平等の現実的限定として、自由平等を条件づける「権利通義」の等しさを反例と共に示そうというのが「第八編」の狙いにほかならない。たしかに「第八編」では、女性の家庭における地位を不合理、不当ではない程度にまで引き上げることが目指されている。ただし、それは女性の置かれている現実的な条件に照らしての主張なのである。つまり、『すゝめ』をつうじて理解されるべき女性の自由平等とは、天賦人權論に基づく人としての自由平等を根拠に発せられたものであるにはせよ、現実的には、女性があくまで家庭内における「分限」を越えぬ程度で、すなわち「我心をもって他人の身を制す」ことなく、つまりあくまで家庭内での妻としての「権利通義」の等しさを、夫にたいして保つかぎりでのものなのである。

三、総括と展望

本稿では、通常三期に分けられる福澤女性論の最初期のうち、概ね明治七（1874）年頃と目される『概略』執筆以前の段階にある時代を「啓蒙期」とみなし、この「啓蒙期」福澤女性論発生の機構について、テキストを中心に検討を行った。その結果、この時期の女性論が、福澤自身における啓蒙の主体としての覚醒期に平行して生じたものであることが見出された。このことは、西洋文明の〈まなざし〉の受容体としての啓蒙の知識人福澤が、「啓蒙期」以後、やがて西洋文明の〈まなざし〉へのみかえしへと向かう契機に連なる。

「啓蒙期」福澤女性論の有する具体的な問題点として、本稿が見出したのは次の三点である。

（一）福澤女性論は、福澤における第一の関心であるわけではない。

福澤は、西洋文明との出会いをつうじて彼自身と国家の進むべき道を発見した。そして、幕末期以来の西洋文明との積極的な接触をつうじて、女性の人権の尊重を理論的に支えうる、一夫一婦制にもとづく西洋的家族形態の発見と導入を文明開花期の日本へもたらすに至った。女性論一

般としての関心をもってすれば、福澤女性論のこうした功績が、女性の解放に大きな成果をもたらすようにみえることは確かである。しかし、彼の言説全体が有していた根源的な意図は当の福澤自身の意図は「一国の独立」にほかならず、したがってこの言説内において女性の自由独立が原理的に保障されたとしても、それはあくまで原則的には、この意図を支える限りでのことなのであって、それゆえ、福澤自身の関心が女性論自体に向いているというわけではなかった。この時期の福澤の言説体系は、「一国の独立」という緊急の課題の乗り越えのために構築されており、女性論の目的もこの目標の達成のために要請されたにすぎない。

(二) 福澤女性論において、女性是他者ではない。

『すゝめ』という著作を掲げ、啓蒙の主体として人民を導こうとする福澤にとって、人民は啓蒙の対象ではあるものの、彼が目指し、あるいは期待するのは、人民が主体的に近代化であろうとする、人民の覚醒にほかならなかった。近代国家の成立を望み、それに尽力する福澤にとって、未だ味き人民は近代化を阻む他者であり、福澤はこの他者への呼びかけをつうじて、彼らに学問することを勧め、啓蒙化され主体的に文明の人となることを望む。だが、福澤の論理において、女性決して他者ではない。なぜなら、弱き女性は、直接的には、決して日本の近代化という大義名分を阻むほどの脅威を与える存在ではなかったからである。女性の地位の低さ、人権の剥奪を認識させるのは、西洋的合理性の光なのであって、女性の存在そのものが不合理を浮かび上がらせているのでは断じてない。したがって「啓蒙期」福澤女性論の論理は、近代国家としての「一国の独立」の基礎を支える「一家の独立」を目指すかぎりでは、不当に貶められている女性の地位の引き上げを要請するというものにすぎない。現に、福澤の言説内において、女性の主体性は家庭内の「権利通義」を侵すことのない範囲でのみ保障されるものでしかない。たとえば、福澤が行った仕立局の開設などは、その保障のための現実的な施しとして理解できる。たしかに、福澤女性論全体の黎明期にあたる「啓蒙期」に福澤が主張した、こうした男女同権の主張には先見性がある。だが、それは彼が「同権」を口にしたというかぎりでの画期性にすぎない。女性に適用されている「同権」の内容をテキスト上で詳しく検討してみれば、男女の自由平等とは、現実的には「人倫の大本」といわれる「夫婦」を基本単位とした家族共同体を支える一項目としての男性と女性の同等を意味していること、だがその家族共同体における女性の自由平等は、あくまで家族共同体の範囲内での「権利通義」の正しさとして理解されるものでしかないことは明白である。しかも、福澤のこうした男女同等の理論が原理的に保障していると思われる女性の「権利通義」の具体的内容について詳らかにされることはなかった。とはいえ、本稿は、「啓蒙期」福澤女性論のこうした限界を示すことで、啓蒙の主体として精神的に活動していた当時の福澤の非を暴こうというわけではない。女性に対して働く場を提供しようと事業を起こしたり、啓蒙の主体として精神的な活動を行っていた彼の功績を誰しも讃えずにはいられないだろう。女性の「自由独立」という主題は、福澤の思想的黎明期を経て、彼自身がまさに啓蒙の主体へと転じていく契機を背景にしながら、しかもそのような背景のもとにおいてしか表現されえなかったであろうという点にこそ、むしろ福澤女性論固有のというよりは、近代女性論の生成それ自体に不可避の問題が含まれているのではないか。福澤が啓蒙の主体へと転じていく過程は、国家近代化に彼の思想が重なる時点で重なる。福澤の女性論には、女性論一般からすると一定の限界が見えることは確かである。だがそうしたことの再認にとどまるのではなく、女性の「自由独立」という主題が時代において表現される可能性のひとつに、国家近代化の契機を認めざるを得ないことの発見をこそ、本稿のひとつの結論としたい⁴¹。このことは、近代女性論一般に不可避の限界を認識することにつながり、あるいは、なお可能性を探る条件ともなるだろう⁴²。

(三) 「啓蒙期」福澤女性論の〈東洋的なもの〉との関係の稀薄さとその意味。

本稿では、福澤女性論「啓蒙期」に以上のような特徴を見出し、この時期の思想をあえて〈東洋的なもの〉との関連性なき思想として限定している。ただし、「啓蒙期」の女性論が、否定的な了解の下に把握される〈東洋的なもの〉との関連を逃れうるからといっても、そのことは、女性論にとってかならずしも利点とはいえない。なぜなら、事後的に見れば、〈東洋的なもの〉に抵触しないということは、未成熟な近代化の状況において女性論が問われているということの意味するからである。たしかに、「啓蒙期」の女性論は女性の近代化に向けての純粋に啓蒙的な要請としての価値を有している。しかし、「啓蒙期」の女性論は、段階において未成熟な近代化のなかに置かれているにすぎない。もちろん、近代日本のその後の針路がただしく成熟したと言っ

ているのではない。事実、日本が西洋諸国の開国要求をひとつの契機として近代化への道を歩みはじめるとともに帝国主義段階へ突入し、〈東洋的なもの〉の超越を目指したことは、事後的に知られている。だが、この事実がアジア国家全般の近代化において唯一絶対の選択でありえたのかという問題を巡っては、今日なお批判は行われているし、今後も行われなくてはならない。しかしいずれにしても、「啓蒙期」の女性論は、未熟な近代化を背景に成り立っているのであり、日本の近代化と歩みを共にすることでしか、言説としての公共性は保障されえなかったのである。「啓蒙期」福澤の言説は、それが公認される条件と思想的圏域を外れることなしに発せられたのであり、そのことは、女性論という特殊な領域においてすら例外ではなかったのである。

「啓蒙期」福澤女性論の〈東洋的なもの〉との関係の希薄さの意味を理解することは、実は、本稿の次なる課題の明確化にも直結してくる。というのも、明治七（1874）年から八（1875）年頃に重なる時期の『すゝめ』には、可能性として、『概略』との観念的相互関係を無視することができないという問題が生じ、そのことは通常三期に分けられる女性論の第一の時期から第二の時期への移行の位置づけの問題に重なるという複雑さが絡んでくるからである。『概略』との観念的相互関係の問題は、当然、福澤における〈東洋的なもの〉の把握という問題を含んでみえる。要するに、問題なのは、『すゝめ』には『概略』（明治七（1874）年三月頃から執筆が開始され、同八（1875）年四月に完成、八月に出版）における日本近代化の展望の下に捉えうる内容を有している可能性があるということである。実際、『すゝめ』の一部は、少なくとも時期的には、『概略』に重なる。この事実に即して、『すゝめ』の啓蒙性が『概略』における「日本近代化の綱領的方針」に沿うものとする主張がある⁴³。この場合、「近代化」することにはアジア支配という帝国主義の負性が込められており、福澤におけるアジア認識の検討を、おそらく最も強い批判精神をもってすすめる論者によるこうした主張は、福澤女性論の時代区分の検討に取り組んでいる本稿に、次のような示唆をもたらす。それは、『すゝめ』と『概略』における観念的共有をどこに、またどのようにして取り出すか、という問題である。そのためには、『すゝめ』と『概略』の執筆時期の重なりという事実だけによるのではない、両著作に示される共時的な観念的相互関係の検討をつぶさに行う必要がある。また、そのことによって、福澤女性論の時代区分における『すゝめ』の位置づけを決定することも可能となるだろう。したがって、今後、本稿の中心となる課題は、『概略』の考察を含めた上での福澤女性論第一の時期から第二の時期への移行の問題である。啓蒙の精神から、帝国主義段階として位置づける、国家文明化、近代化の戦略への道筋がどのように連なるのか。『すゝめ』を一つの頂点とする福澤女性論の最初期における啓蒙の精神が、明治七（1874）年から八（1875）年頃に重なり、『概略』の執筆過程と並行することによって生じたであろう、思想内部での論理構造の変遷を辿り、さらには『概略』構想の動機を跡づけることによって、福澤女性論第一の時期から第二の時期への移行を理解しなければならない⁴⁴。以上が本稿の結論であるとともに課題である。「啓蒙期」における、福澤女性論生成の過程を跡付けることによって、福澤女性論の全体像への展望が拓かれるばかりでなく、女性論一般が近代化の過程と共に生起するメカニズムを浮き彫りにすることができる。福澤女性論は、女性論一般の言説それ自体が内包している可能性と限界を示す最良の標本として理解されるときにこそ、その可能性および真価を発揮するだろう。

範例

本稿は『福澤諭吉著作集』慶応義塾大学出版会、2002年を定本として使用し、この著作集に収録されていないものについては、『福澤諭吉全集』、岩波書店、1958—1971年を使用した。また、文庫版がある著作については、これを典拠としたページ数を示した。なお、福澤の著作中、単行本化されたものについては『』で、新聞記事等については「」で示す。

略記

本稿中、頻出する福澤の著作については次のように略す。

『概略』『文明論之概略』、岩波文庫、2001年

『すゝめ』『学問のすゝめ』、岩波文庫、2004年

『全集』『福澤諭吉全集』、岩波書店、1958—1971年

『著作集』『福澤諭吉著作集』、慶応義塾大学出版会、2002年

- 1 福澤女性論に関する先行研究としては、以下の著作・論文が挙げられる。
小泉仰「福澤諭吉の女性論」、『福澤諭吉年鑑』24、福澤諭吉協会、1997年（国際基督教大学学報ⅢA『アジア文化研究』別冊7、1997年3月の再録）
鹿野政直『日本近代思想の形成』、辺境社発行、勁草書房発売、1976年
『福澤諭吉選集』第九巻「解説」、岩波書店、1981年など
中江和恵「福澤諭吉の家族論」、『都立大人文学報』121、1977年
中村敏子『福澤諭吉 文明と社会機構』、創文社、2000年
ひろた・まさき「福澤諭吉の女性論にふれて」、『岡山大学文学部学術紀要』39号、1979年
- 2 本研究は、東洋大学東洋学研究所内研究プロジェクト「明治期における近代化と〈東洋的なもの〉」の一部として行われるものである。
- 3 「啓蒙期」の命名は、ひろた・まさき「福澤諭吉の女性論にふれて」、『岡山大学文学部学術紀要』39号、1979年、3頁による。ただし、ひろた説における時代区分の内容は、本稿が想定するものと若干異なる。
- 4 このような立場にある代表的論者の著作として本稿が参照しているのは以下のものである。
丸山真男『「文明論之概略」を読む』、岩波新書、1986年
『福澤諭吉の哲学』、岩波文庫、2001年
- 5 このような立場にある代表的論者の著作として本稿が参照しているのは以下のものである。
遠山茂樹『福澤諭吉—思想と政治との関連』、東京大学出版会、1970年
- 6 福澤女性論の時代区分を示している主な研究として、以下を挙げることができる。
西澤直子「解説」、『福澤諭吉全集 第10巻』、慶応義塾出版会、2003年、361—373頁。明治十（1877）年頃まで、明治二十（1887）年前後、明治三十（1897）年前後という三区分。
小泉仰「福澤諭吉の女性論」、『福澤諭吉年鑑』24、福澤諭吉協会、1997年、117頁—118頁（国際基督教大学学報ⅢA『アジア文化研究』別冊7、1997年3月の再録）。第一期を、幕末の慶応二（1866）年の『西洋事情』初編および慶応三（1867）年の『西洋事情』外編を始めとし、明治三（1870）年の「中津留別の書」から明治九（1876）年の『学問のすゝめ』第十五編までの幕末・明治初期の時代とし、第二期を、明治十六（1883）年の「婦女孝行論」および「婦女孝行余論」の後、明治十八（1885）年に「日本女性論」および「日本女性論後編」、「品行論」、さらに明治十九（1886）年の「男女交際論」、「男女交際余論」、「婚姻早晚論」、さらに明治二十一（1888）年の「日本男子論」に至る時期とする。第三期は、第二期からの主要な女性論を執筆しなかった七年間を除いた明治二十八（1895）年から始まり、明治三十二（1899）年に終わる。明治二十八（1895）年の『福翁百話』、明治三十一（1898）年の『福澤先生浮世談』、さらに明治三十二（1899）年の『女大学評論』および『新女大学』という最晩年期の女性論である。
ひろた・まさき「福澤諭吉の女性論にふれて」（『岡山大学文学部学術紀要』39号、1979年）啓蒙期（『学問のすゝめ』初編）および八編、『かたわ娘』）、欧化期（士族期とも称す、『日本女性論』『品行論』『男女交際論』等）、晩期（大資本期とも称す、『女大学評論』、『新女大学』『福澤先生浮世談』『福翁百話』等）の三区分。
- 7 『概略』、59頁—60頁
- 8 福澤の〈アジア〉認識における誤りを強く告発する論者による著作として本稿が参照したのは以下のものである。
子安宣邦『「アジア」はどう語られてきたか』、藤原書店、2003年
鹿野政直『日本近代思想の形成』、辺境社発行、勁草書房発売、1976年
ひろた・まさき『近代日本を語る—福澤諭吉と民衆と差別』、吉川弘文館、2001年
安川寿之輔『福澤諭吉と丸山真男』、高文研、2003年
- 9 『概略』執筆過程については、戸沢行夫「解説」（『著作集』第四巻）に詳しい。
- 10 その真の意義については「啓蒙期」のテキストを詳しく検討した後、「総括」において改めて考察する。

-
- 11 以上、「中津留別の書」、『福澤諭吉家族論集』、岩波文庫、1999年、40頁
 - 12 『著作集』第十卷、349頁
 - 13 「中通留別の書」、『福澤諭吉家族論集』、岩波文庫、1999年、41頁
 - 14 「夫婦の交は人倫の大本なり。その本立てしかして道行わる。道行われてしかして国はじめて堅立す」森有礼「妻妾論の一」、『明六雑誌』(上)、岩波文庫、1999年、276頁
 - 15 「中津留別の書」、『福澤諭吉家族論集』、岩波文庫、1999年、40頁
 - 16 前掲書、39頁
 - 17 前掲書、40頁
 - 18 マリオン・ソシエ「解説」(『著作集』第一卷)注(2)に詳しい。
 - 19 『緒言』には、福澤自筆の草稿が現存している。
 - 20 この点については、稿を改めて論じる。
 - 21 『著作集』第一卷、89頁
 - 22 『すゝめ』「初編」およびその「端書」は、「福澤諭吉・小幡篤次郎同著」となっている。
 - 23 「合本学問之勸序」には、「福澤諭吉記」との署名がある。
 - 24 『すゝめ』「合本学問之勸序」、9頁
 - 25 『すゝめ』「初編」と学制発布にまつわる事情については、以下に詳しい。
遠山茂樹『福澤諭吉—思想と政治との関連』、東京大学出版会、1970年、48頁
ひろたまさき『福澤諭吉』、朝日新聞社、1976年、107頁
 - 26 『福翁百余話』、『著作集』第十一卷、324頁
 - 27 『福翁自伝』、『著作集』第十二卷、404頁
 - 28 『すゝめ』「初編」13頁
 - 29 『すゝめ』「第八編」77頁
 - 30 『著作集』第十卷、3頁
 - 31 「慶応義塾衣服仕立局開業引札」(1872年)、『全集』十九卷、387頁
 - 32 『すゝめ』「第八編」、81頁
 - 33 『すゝめ』「第二編」、21頁
 - 34 『すゝめ』「第二編」は、ウェイランド修身論にあるPersonal Libertyの章に依拠するものであることが明らかにされている(小泉信三『すゝめ』岩波文庫版「解題」による)。
 - 35 『すゝめ』「第二編」、22頁
 - 36 前掲書、24頁
 - 37 前掲書、25頁
 - 38 はじめ福澤は、ウェイランド修身論にあるPersonal Libertyの章の中の一節である、Of the Nature of Personal Libertyの訳出を「一身の自由を論ず」と題し、『すゝめ』第八編とする考案を立てていたが、後にこれを破棄、「我心をもって他人の身を制すべからず」と題しウェイランドの一節の一部の大意のみを取り、独自の論議として改めたといわれる(小泉信三『すゝめ』岩波文庫版「解題」による)
 - 39 『すゝめ』「第八編」、75頁
 - 40 前掲書、76頁
 - 41 本稿がこのように結論するのは、近代日本のジェンダー・イデオロギーの巧妙さを告発する立場と正反対にあるからではなく、むしろそうした巧妙さの機構をより具体的に解明しうる条件と考えてのことである。なお、近代日本における帝国主義的ジェンダー・イデオロギーの巧妙さを告発する論者とその著作として本稿が参照しているのは、次のものである。大越愛子『近代日本のジェンダー』第一章、三一書房、1997年
 - 42 その具体的な考察については、稿を改めなければならない。
 - 43 安川寿之輔『福澤諭吉のアジア認識』高文研、2001年、18頁
 - 44 この問題については、稿を改めて論じなければならない。